

## 「みつける」町民ライター（編集スタッフ）募集要項

### 1. 趣旨・目的

精華町では、これまで計15回にわたり、精華町広報誌「華創」と一緒に情報紙「みつける」を配布させていただいております。

令和6年度に引き続き、「みつける」の今年度の取り組みとして、企画取材・原稿制作スタッフを町民の皆様から公募し、町民の方々による「みつける」を制作・発刊することで、精華町の「こんなところ」・「あんなところ」の新たな発見を展開していきます。

つきましては、下記のとおり企画、取材・原稿制作、編集スタッフを募集します。

### 2. 募集概要

#### (1) 募集対象

ア. 応募時に精華町内に在住している18歳以上の方（令和7年4月1日時点）

イ. 精華町の広報活動（SNS、広報誌等）において、活動中の写真や動画を使用すること  
に、ご了承いただける方

ウ. 精華町についてよく知り、町の魅力を伝えたい意欲にあふれる方

#### 【歓迎する技術】

企画・取材や原稿制作の経験や基本的なPCスキル(Word、Excel、PowerPoint)をお持ちの方

#### (2) 募集期間

令和7年12月19日（金）23時59分まで

#### (3) 募集人数

若干名

#### (4) 活動期間

令和7年2月29日まで

#### (5) 応募方法

下記の方法によりご応募ください

##### ア. 応募フォーム

募集チラシ（「みつける2025町民ライター（編集スタッフ）大募集！」）の裏面に記載されている二次元コードより、応募フォームに接続いただき、必要事項等を入力の上、ご応募ください。

#### (6) 参加者の決定

応募者多数の場合には、応募理由等による選考を実施します。参加決定者には、後日ご連絡させていただきます。

### 3. 活動スケジュール・内容等

#### (1) 活動スケジュール

項目	「みつける」 (タブロイド)		「みつける」 (ミニ)	
	「みつける」2026 1月号	「みつける」2026 3月号	「みつける」2025 11月号	「みつける」2026 2月号
編集会議 (取テーマの選定)	11月初旬～中旬	1月初旬～中旬	10月初旬～中旬	1月初旬～中旬
取材・原稿制作・アップ	11月初旬～下旬	1月初旬～下旬	10月初旬～下旬	1月初旬～下旬
編集会議 (全体デザイン編集)、印刷・納品	12月初旬～下旬	2月初旬～下旬	11月初旬～下旬	2月初旬～下旬
精華町全戸へ配布	1月第1週以降	3月第1週以降	全戸配布はなし 11月第4週以降、 「みつける」 ウェブマガジンの ホームページ に掲載	全戸配布はなし 2月第4週以降、 「みつける」 ウェブマガジンの ホームページ に掲載

※予定は変更となる場合がございます。

※「みつける」ウェブマガジンのホームページURL：

<https://www.town.seika.kyoto.jp/section/mitsukeru/>

#### (2) 活動内容

- ア. 参加者は意見交換をしながら取材テーマを選定します。
- イ. 取材テーマに準じた取材、体験、撮影等を実施し、取組内容についての原稿を制作します。
- ウ. 制作した原稿は編集会議で意見交換しながら、全体のデザインを制作します。
- ※1 印刷・納品、配布については参加者による負担はございません。
- ※2 編集・制作にかかる報酬はございません。
- ※3 取材・原稿制作には「みつける」スタッフがサポートさせていただきます。  
特に取材については、「みつける」スタッフが同行します。

#### (3) 編集会議・取材・原稿制作

- ア. 取材、原稿作成以外に各号につき、編集会議を1～2回予定しております。
- イ. 取材は個別取材として3週間程度予定しております。
- ウ. 原稿制作は、Word等のデジタルデータでの納品を予定しております。

#### (4) 費用

- ア. 活動に伴う交通費・通信費等は自己負担となります。
- イ. 取材活動の際にはボランティア保険に加入します（費用は町が負担します）

#### 4. その他

- (1) 活動に当たっては、参加者の安全・安心のための対策を講じたうえで実施します。
- (2) 応募いただいた際の個人情報は、「精華町個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。
- (3) 参加者の個人情報は、本活動の実施に必要とされる作業の範囲外において、本人の許可なく使用されることはありません。
- (4) 活動の様子を撮影した写真や動画等をインターネットや報告書等で公開する場合があります。
- (5) 選考結果や評価等に対する個別の質問には回答しません。
- (6) やむを得ない事情により中止または内容が変更となる場合があります。
- (7) 応募の際に虚偽の内容を申請した場合、第三者のメールアドレス、その他の個人情報等を不正に使用した場合、当選権利を無効とする場合があります。

#### 5. 問い合わせ先

精華町役場 事業部商工推進室 商工観光係

電話：0774-34-0234

（電話受付：平日8時30分～12時00分、13時00分～17時15分）

メールアドレス：shoukou@town.seika.lg.jp